

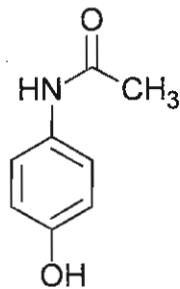
## 製造承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要について

## 1 アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤

(アレンジャー 10、アレンジャー30)

## (1)主成分

アセトアミノフェン



## (2)対象動物

豚

## (3)用法及び用量

体重 1 kg 当たりアセトアミノフェンとして下記量を 1 回量として 1 日 1~2 回、1 日間飲水又は飼料に添加して投与する。

豚: 15 mg

休薬期間 豚: 3 日

## (4)効能又は効果

豚:細菌性肺炎における解熱

2 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される第14条第1項の規定による上記動物用医薬品の製造販売の承認に際しての当該医薬品の食品健康影響評価(食品安全基本法第24条第1項第8号)